

# 令和7・8年度宮城県建設工事入札参加登録資格審査申請の御案内

## 【新規申請(随時)用】

令和8年7月  
宮城県出納局契約課

令和7・8年度において宮城県が発注する建設工事に係る入札参加登録資格申請の新規申請(随時)の受付を下記要領のとおり実施しますので、希望する方は申請願います。

なお、申請に当たりましては、あらかじめ次の事項について御了承願います。

- ① この審査の結果、宮城県の建設工事入札参加資格が承認された事業者については、登録内容を公表いたします。
- ② 情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)に基づく開示請求があった場合には、開示する場合があります。

記

## 建設工事入札参加登録資格審査申請要領

### 1 申請資格

#### (1) 経営事項審査を受けている者

審査基準日(各申請者の決算日)が、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの総合評価値通知書の交付を受けていること(ただし、新規に入札参加登録を申請する場合、指定された期間の審査基準日に係る経営事項審査を受けておらず、かつ、指定された期日以降に到来した審査基準日の経営事項審査を受けている場合は、その総合評価値通知書)。

#### (2) 次の各号に該当しない者

- ① 契約を締結する能力を有しない者(契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、入札参加登録の取消しが通知された日から3年以内で知事が定める期間において、入札参加登録の資格を失っている者
- ④ 都道府県税を完納していない者
- ⑤ 消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑥ 社会保険等に加入していない者(加入義務のない者を除く。)
- ⑦ 新規に入札参加登録を申請する者で、申請日から登録日までの間において、国及び地方公共団体の指名停止期間中の者
- ⑧ 令和8年7月1日以降において、令和7・8年度入札参加資格を喪失し、喪失した資格の有効期間の末日(令和9年3月31日)までの間、入札参加登録の資格を失っている者。

### 2 申請方法

宮城県入札・調達ポータル(<https://miyagi.efftis.jp/portal/>)を確認の上、「**入札参加登録システム**」を利用し、インターネットから申請を行ってください。システムの詳しい操作方法は、操作マニュアル(3定期・随時申請)で確認願います。なお、入札参加資格申請にはICカード(電子証明書)は不要です。

### 3 事前準備書類

下記の書類の電子データ（PDF等）を事前に準備してください。

No.	添 付 書 類		
1	<b>納税証明書（宮城県税）</b> [申請日までに納期限が到来した税に未納がないことの証明] ※宮城県内に本店、支店営業所 ※証明日が3か月以内のもの ※納税証明書交付申請書の①使用目的欄は「入札参加資格審査申請」、 ②証明時効は「未納がないこと」、③税目は「全ての県税」を選択し 納税証明書を発行してください。	宮城県の県税事務所で取得	全業者
2	<b>納税証明書（消費税及び地方消費税）</b> [「その3」、「その3の2」、「その3の3」のいずれか。申請日までに納期限が到来した税に未納がないことの証明] ※証明日が3か月以内のもの ※国税の納税証明書の交付請求手続きにつきましては、こちらをご覧ください。 <b>【e-Tax】</b> 国税電子申告・納税システム（イータックス） <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</a>	本店所在地を管轄する税務署若しくは国税のシステムで取得	全業者
3	<b>総合評定値通知書</b> ※審査基準日が令和6年9月1日から令和7年8月31日までのもの。	許可行政庁で経営事項審査を受け取得	全業者
4	<b>建設業許可通知書又は直近の許可証明書</b>	許可行政庁から交付されたものの写し	県外本店業者のみ
5	<b>最新の建設業許可書類（業種追加も含む）のうち以下の書類</b> ① 様式第1号「建設業許可申請書」 ② 様式第1号別表のうちその他営業所又は別紙2の営業所一覧表 ※ ③ 様式第11号「令第3条に規定する使用人の一覧表」※ ※②と③は受任機関登録を登録する場合のみ必要です。	許可行政庁に申請した書類の写し	
6	<b>最新の建設業許可申請以後の次に掲げる変更届出書 該当者</b> ① 所在地の移転（本店又は今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ② 営業所の新設（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ③ 業種追加・廃止（本店又は今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ④ 代表者又は令第3条の使用人（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ⑤ 資本金	許可行政庁に申請した書類の写し	
7	<b>営業停止又は指示処分の通知書</b> ※令和6年1月1日から令和7年12月31日までに許可行政庁から通知を受けたもの（処分文書の通知年月日を基準とする。）。	許可行政庁から通知がある場合	該当者
8	<b>建設業労働災害防止協会から受けた表彰状</b> ※全国労働災害防止大会における表彰に限る。 ※令和3年1月1日から令和7年12月31日までに表彰を受けたもの。 ※被表彰者は、個人・法人を問わない。 ※建設共同企業体表彰は除く。	全国労働災害防止大会において表彰を受けた場合	該当者

9	<b>ISO（国際標準化機構）規格の登録証</b> ※対象は、ISO9000・14000シリーズ。 ※認証取得した営業所及び認証部門は問わない。 ※申請日現在有効で、初回登録日、更新日及び有効期限が記載されているもの。 ※日本語で記載されていない場合は、日本語訳も添付すること。 ※ISO14000シリーズは、みちのく環境管理規定（みちのくEMS）との重複加点は行わない。	（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関の認証を取得している場合	該当者
10	<b>みちのく環境管理規格（みちのくEMS）の登録証</b> ※認証取得した営業所及び認証部門は問わない。 ※申請日現在有効で初回登録日、更新日及び有効期限が記載されているもの。 ※ISO14000シリーズとの重複加点は行わない。	みちのくEMS認証機関の登録を受けている場合	該当者
11	<b>ポジティブ・アクション推進事業（女性のチカラを活かす企業認証制度）に基づく確認書</b> ※申請日現在有効なもの。 ※制度の詳細は、宮城県 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班（電話：022-211-2568）にお問い合わせください。	宮城県から認証を受けている場合	該当者
12	<b>ポジティブ・アクション推進事業（女性のチカラを活かす企業認証制度）に基づく知事表彰状</b> ※令和3年4月1日から申請日までに表彰を受けたもの。 ※制度の詳細は、宮城県 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班（電話：022-211-2568）にお問い合わせください。	宮城県から表彰を受けている場合	該当者
13	<b>災害時地域貢献申告書〔様式第2号上段〕</b> ※令和6年1月1日から令和7年12月31日までの災害時対応の貢献が対象 ※宮城県内での災害時地域貢献に対して、国・県又は市町村の証明（公印又は担当職員2名の記名押印）が必要（写しでもはっきり押印がわかるように資料の作成をお願いいたします。） ※証明を求める際には、災害時対応の貢献を証明する書類（活動状況が確認できる資料等）を提出すること。 ※土のうの自社保管など年間契約の管理業務等の一環として活動したもののについては対象外 ※契約に基づき対価の支払いを受けたもの又は受ける予定のものは対象外（ただし、協定等に基づくものは有償も対象とし、関連した緊急随意契約案件は対象となる）  <b>【対象となる活動の例】</b> ・災害等緊急時に時間外待機や巡回パトロールを自主的に行った。 ・災害等発生時に自主的に地域への援助、救援活動等に協力した。	該当がある場合、様式を契約課公式ウェブサイトからダウンロードして作成してください。	該当者

14	<p><b>その他の地域貢献を証する資料</b></p> <p>※令和6年1月1日から令和7年12月31日までの自主的な活動が対象</p> <p>※宮城県内での地域貢献が対象</p> <p>※企業評価の一環なので、社員等が個人的に貢献しているものは対象外</p> <p>※協賛金や募金等の金品の貢献は対象外 (例：夏祭りの協賛金)</p> <p>【対象となる活動の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・献血活動に事業所ぐるみで協力（日本赤十字社からの証明）</li> <li>・道路、河川の清掃等のボランティア活動に参加 (道路管理者、河川管理者からの証明)</li> <li>・犯罪や非行歴がある者を雇用している。 (保護観察所が発行する証明書)</li> <li>・上記以外でも、その他地域貢献として評価される宮城県内での活動 (活動内容が確認できるもの(活動要領、報告書、感謝状、礼状等)を添付)</li> </ul>	左記に記載の地域貢献を証する資料がある場合	該当者
15	<p><b>雇用義務あり</b></p> <p><b>障害者雇用状況報告書〔厚生労働省告示様式第6号〕</b></p> <p>※令和7年6月1日現在のもので、公共職業安定所の受付印のあるもの。</p> <p>※当該報告が電子申請による場合は、「障害者雇用状況報告書」のほか「受付完了通知」等の受付されたことが分かるものを添付すること。</p>	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用義務があり、障害者雇用率を達成した事業者の場合	該当者
	<p><b>雇用義務なし</b></p> <p>申請日現在で障害者を雇用している場合は、確認資料を提出</p> <p>※確認資料</p> <p>①障害を証明するものの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の障害者手帳又は療育手帳の写し等</li> </ul> <p>②常勤性を確認できるものの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前の健康保険等の標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、青色・白色申告のいずれか写し</li> </ul>	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用義務はないが、申請日現在で障害者を常勤で雇用している事業者の場合	該当者

16	<b>技能士加点申請内訳書（県内本店事業者用）〔指定様式〕</b> ※技能士の加点を申請するときは、技能士合格証の写しを提出する者の氏名・職種名、人数、加点申請する点数を記載してください。 ※様式は契約課ホームページからダウンロードして作成してください。	該当がある場合、様式を契約課公式ウェブサイトからダウンロードして作成してください。	県内本店の該当業者のみ
	<b>技能士の合格証書</b> ※職業能力開発促進法又は廃止前の職業訓練法による技能検定のうち、別表「技能士一覧表」に掲げるものに合格し、常勤している者が対象	原則、大臣若しくは都道府県知事から証されているもの	
	<b>技能士の常勤性を確認できるもの</b> ※直前の健康保険等の標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、青色・白色申告のいずれか写し	原則、年金事務所、市町村から発行されたもの	
17	<b>消防団協力事業所認定通知書</b> ※申請日現在において、宮城県内に本店又は営業所等が所在し、その所在市町村が交付した消防団協力事業所表示証を取得した場合、対象（有効期間が確認できるもの）。	市町村から認定を受けている場合	該当者
18	<b>総合評点の算定から除外される工事〔別記様式〕</b> ※災害応急復旧工事で、工事成績調書の出来形及び出来ばえ（Ⅰ出来形、Ⅱ品質、Ⅲ出来ばえ）の項目について、検査員が評定できない工事については、工事成績点が低くなるため、過去5か年（R3.1.1～R7.12.31）の工事成績の平均点から除外することができます。 ※宮城県が発注した災害応急復旧工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに完成検査を受けた工事が対象（契約課ホームページに掲載されている「応急工事リスト」と照合すること。） （過去に除外申請した工事、国土交通省や市町村が発注した工事は対象外） ※過去5か年の工事成績の平均点から除外する必要がない場合は、提出する必要はありません。	該当がある場合、様式を契約課公式ウェブサイトからダウンロードして作成してください	該当者
19	<b>「事業協同組合に係る建設工事入札参加資格の審査項目の算定方法に関する特例要領」（以下「特例要領」という。）の適用を希望する場合、特例要領に規定する書類</b> ※事業協同組合の方以外は該当しません。希望する方は直接お問い合わせ願います。	別に定める	該当者

## 4 申請入力要領(※申請上の注意)

### (1) 申請概要

- ・建設業許可番号を入力し、誓約事項を確認してください。チェックを入れることで誓約した者とみなします。誓約しない場合は、以降の申請を行うことができません。

### (2) 業者基本情報

- ① 郵便番号・所在地・商号名称・代表者氏名  
建設業許可上の主たる営業所について入力します。
- ② 業者基本情報で入力するメールアドレス  
申請受付期間やその他一斉送信によるお知らせ等を送付予定です。  
事業者の方が確実に確認できるものを登録してください。  
(受任機関登録のある場合は受任機関メールアドレスが優先されます。)
- ③ 建設業許可年月日  
入札参加登録日までに更新を控えている場合、許可更新後の入札参加登録日時点の許可年月日を入力します。また、複数の許可年月日がある場合、古い方を入力します。
- ④ 備考欄  
添付する総合評定値通知書の審査基準日が指定期間外の場合には、その旨、記載してください。(例：指定期間内の審査基準日の経審受審なし、基準日令和8年9月〇日～等)

### (3) 担当者・行政書士情報

- ① 担当者情報：入札参加登録申請業者の担当者情報を入力します。  
(※担当者メールアドレス宛には、本申請に関する個別の通知のほか、認定通知及び電子入札パスワードが送付されますので、必ず企業担当者の情報を入力してください。)
- ② 行政書士：行政書士が申請内容を入力している場合には入力します。

### (4) 受任機関情報

- ・建設業法第3条に規定する営業所で、かつ、建設業法施行規則別記様式第1号別表営業所欄の「その他の営業所」または同規則別紙2(1)(2)の「営業所一覧表」に記載されている営業所の1つを「受任機関」として登録することができます。
- ・建設業法施行令第3条の使用人を受任者とすることができます。
- ・県内本店業者である場合は、原則受任機関の登録はせず「次へ」ボタンを押下します。(受任機関の登録を希望される場合は、契約課管理班まで事前に御相談ください。)

### (5) 申請工事業種

- ① **申請工事情報**について、入札参加資格審査を希望できる業種は、本来の29業種にプレストレストコンクリート構造物工事業・法面処理工事業の3業種を加えた次表32業種のうち、**建設業許可及び経営事項審査を受けている業種**です。  
希望する業種の下段に一般・特定の別(一般：1、特定：2)及び本店・受任機関の別(本店：1、受任機関：2)を入力してください。

土木工事業(土)	タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)
プレストレストコンクリート構造物工事業(P)※	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鋼橋上部工事業(橋)※	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	鉄筋工事業(筋)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	舗装工事業(舗)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	しゅんせつ工事業(しゅ)	建具工事業(具)

法面処理工事業（法）	板金工事業（板）	水道施設工事業（水）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	消防施設工事業（消）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	清掃施設工事業（清）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	解体工事業（解）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	

※プレストレストコンクリート構造物工事業を申請する場合は、土木工事業の技術者資格要件の1級技術者が1名以上いることが要件です。また、一般・特定の別及び本店・受任機関の別については、土木工事業と同一の入力のみ可能です。

※法面処理工事業を申請する場合は、一般・特定の別及び本店・受任機関の別についてとび・土工事業と同一の入力のみ可能です。

※鋼橋上部工事業を申請する場合は、鋼構造物工事業の技術者資格要件の1級技術者が1名以上いることが要件です。また、一般・特定の別及び本店・受任機関の別については、鋼構造物工事業と同一の入力のみ可能です。

## ② 舗装工事業に係る自社施工の可否

舗装工事業を申請する場合、下記要件を全て満たし自社施工ができる事業者は「1」を、できない事業者は「2」と入力します。

下記(i)～(iii)全てに該当する場合、工種欄に「1」を入力する。

(i) 次の職員が常勤していること。

- ・ 舗装技術者
- ・ マカダムローラー運転手
- ・ タイヤローラー運転手
- ・ 補助作業員（レーキマン）

(ii) 常勤とは以下のどちらかに名前が記載された場合をいう。

- ・ 直前の標準報酬月額決定通知書
- ・ 直前の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

(iii) 必要な業務資格

- ・ 舗装技術者（イ又はロのいずれか）

イ 1級又は2級舗装施工管理技術者の試験合格者

ロ 民間工事を除く舗装工事若しくは舗装を含んだ工事（下請けで行った工事も含む）に関し、直近10年間で5年以上の現場監督（現場代理人等）の経験年数（年度間最低1件以上を5年間以上）を有する者

※ただし、アスファルトフィニッシャーを用いた工事とする。

- ・ マカダムローラー運転手及びタイヤローラー運転手については、ローラー運転の業務特別教育修了証

資料提出や再調査を求める場合もありますので御留意願います。

## ⑤ 塗装工事業に係る路面標示施工技能士

塗装工事業を申請する場合、路面標示施工技能士の資格を有している者が常勤している場合「1」、それ以外は「0」を入力します。

## ⑥ 法面工事業に係る自社・下請の別

法面処理工事業を申請する場合、次表に掲げる工種の中から自社等による施工が可能な工種を選定します。

イ 自社施工が可能な場合……該当工種欄に「1」を記入する。

ロ 専門事業者等への下請負により施工が可能な場合……当工種欄に「2」を記入する。上記以外は、空欄とする。

植生工	① 種子吹付工 ②客土吹付工 ③厚層基材吹付工 ④植生ネット工
吹付工	⑤モルタル吹付工 ⑥コンクリート吹付工
法枠工	⑦ 現場打法枠工 ⑧プレキャスト法枠工 ⑨現場吹付法枠工
アンカー工	⑩グラウンドアンカー工 ⑪鉄筋挿入工
PC法枠工	⑫プレキャストコンクリート板設置+グラウンドアンカー工

(法面工事自社施工とは)

自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者・作業員により、該当工種の工事を完成させることができること。

(専門工事業等への下請負による施工とは)

自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者又は監理技術者を配置し、専門工事業等への下請契約の施工に「実質的に関与」して工事を完成させることができること。

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいう。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれていない場合は、「実質的に関与」しているとはいえないことになるので、注意すること。

#### (6) 主観的事項情報

	項目名	説明	添付
①	営業停止処分（日数）	令和6年1月1日から令和7年12月31日までに許可行政庁から通知を受けた日数・回数を入力します。	処分通知書
②	指示処分（回数）		
③	建設業労働災害防止協会表彰状	令和3年1月1日から令和7年12月31日までに全国労働災害防止大会から表彰されている場合「有」を選択できます。 ※被表彰者は、個人・法人を問いませんが、建設共同企業体の表彰は除きます。	表彰状
④	ISO認証状況 ISO9000シリーズ	申請日現在有効で、(財)日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を取得している場合「有」を選択できます。 ※認証取得した営業所及び認証部門は問いません。	認証書 ※初回登録日、更新日、有効期限の記載されているもの
⑤	ISO認証状況 ISO14000シリーズ	※登録の詳細については、審査機関に直接お問い合わせください。 ※ISO14000シリーズとみちのく環境管理規格の両認証を取得している場合、重複しての加点は不可のため、いずれかを「有」にしてください。	
⑥	みちのく環境管理規格（みちのくEMS）認証状況	申請日現在有効の認証を取得している場合「有」を選択できます。 ※認証取得した営業所及び認証部門は問いません。 ※登録の詳細については、審査機関に直接お問い合わせください。 ※ISO14000シリーズとみちのく環境管理規格の両認証を取得している場合、重複しての加点は不可のため、いずれかを「有」にしてください。	認証書 ※初回登録日、更新日、有効期限の記載されているもの

⑦	ポジティブアクション推進事業に係る確認書の交付状況	申請日現在有効の認証を取得している場合「有」を選択できます。 ※制度の詳細については、宮城県 環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班（電話：022-211-2568）にお問い合わせください。	確認証
⑧	災害時対応地域貢献	令和6年1月1日から令和7年12月31日までの、宮城県内での災害時地域貢献について、「災害時地域貢献申告書」により証明ができる場合、「有」を選択できます。 〔対象〕 ・自主的に活動したもので、具体的な活動内容が記入された申告書に国・県又は市町村の証明（公印又は担当職員2名の記名押印）があるもの。 〔対象外〕 ・宮城県外での活動。 ・共同企業体で行ったもの。 ・年間契約の管理業務等の一環として、活動したもの。 ・契約に基づき対価の支払いを受けたもの又は受ける予定のもの。（ただし、協定等に基づくものは有償も対象とし、関連した緊急随意契約案件も含むものとする。）	災害時地域貢献申告書 (様式第2号上段)
⑨	その他の地域貢献	令和6年1月1日から令和7年12月31日までの、宮城県内での自主的な地域貢献について、貢献を証する資料により活動の証明ができる場合、「有」を選択できます。 〔対象〕 ・犯罪や非行歴がある者を雇用している場合、保護観察所が発行する証明書を受けている場合、その証明書。 ・道路清掃等のボランティア活動に積極的に参加している場合、道路管理者が発行する証明書。 ・献血運動に事務所ぐるみで協力している場合、日本赤十字社が発行する証明書。 ・上記例のほか、その他の地域貢献として評価される宮城県内での活動があれば、内容が確認できるもの（活動要領や事業所として参加したことが確認できる報告書で管理者等が受領したことが分かりものや、証明書・感謝状・お礼状等で、管理者等が発行したもの等）。 〔対象外〕 ・宮城県外での活動。 ・社員等の個人が私的に活動しているもの。 ・協賛金や募金等の金品のみによる貢献。 ・契約に基づく施工に関する感謝状。 ・証明書等がないもの。	地域貢献を証する資料 (証明書等)
⑩	障害者義務について	申請日時点で、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく、障害者雇用を義務付けられている場合は、「対象（1）」へを選択し、次項の（1）法定雇用率について回答します。それ以外の場合は「対象外（2）」を選択し、（2）雇用障害者数について入力します。 ※障害者雇用が義務となる対象事業者（建設業者）は、原則として、従業員数が40人以上の業者となります。	—

⑪	(1) 法定雇用率	<p>令和7年6月1日時点での「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく、障害者雇用義務達成状況を選択してください。</p> <p>※雇用義務「達成」とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出している障害者雇用状況報告書の表中「⑭身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人の場合です。</p>	<p>公共職業安定所に提出済みの障害者雇用状況報告書<small>〔厚生労働省告示様式第6号〕</small></p>
⑫	(2) 雇用障害者数	<p>申請日時点で、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく、障害者雇用の義務がない場合で、障害者を雇用している場合は、その人数を入力します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳、養育手帳</li> <li>・ 障害者常勤確認資料</li> </ul>
⑬	技能士点数	<p>申請日時点で、「技能士加点申請内訳書（別紙様式第3号）」を作成した場合は、その合計点数を入力してください。県外本店業者及び技能士加点の申請を行わない場合は、0を入力します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能士加点申請内訳書</li> <li>・ 技能士合格証書</li> <li>・ 技能士常勤確認資料</li> </ul>
⑭	消防団協力事業者状況	<p>申請日現在において、宮城県内に本店又は営業所等が所在し、その所在市町村が交付した消防団協力事業者証の取得の有無を選択します。</p>	<p>消防団協力事業者認定通知書</p>

(技能士一覧表)

職 種	等 級
建築大工	1 級、2 級
左官	1 級、2 級
とび、とび工	1 級、2 級
型枠施工	1 級、2 級
コンクリート圧送施工	1 級、2 級
ウェルポイント施工	1 級、2 級
冷凍空気調和機器施工	1 級、2 級
空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、配管工	1 級、2 級
タイル張り、タイル張り工	1 級、2 級
築炉、築炉工	1 級、2 級
ブロック建築、ブロック建築工	1 級、2 級
石工、石材施工、石積み	1 級、2 級
鉄工「製缶作業」、「製罐作業」、「構造物鉄工作業」、「鉄工作業」、製罐	1 級、2 級
鉄筋組立て、鉄筋施工「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」 (上記各作業は両方所有で●級が成立)	1 級、2 級
工場板金、打出し板金、板金「工場板金作業」、板金工「工場板金作業」	1 級、2 級
建築板金、板金「建築板金作業」、板金工「建築板金作業」	1 級、2 級
かわらぶき	1 級、2 級
スレート施工	1 級、2 級
ガラス施工	1 級、2 級
塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装	1 級、2 級
畳製作、畳工	1 級、2 級
内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工	1 級、2 級
表装、表具、表具工	1 級、2 級
熱絶縁施工	1 級、2 級
建具製作、建具工、木工「建具製作作業」	1 級、2 級
カーテンウォール施工	1 級、2 級
サッシ施工	1 級、2 級
造園	1 級、2 級
防水施工	1 級、2 級
さく井	1 級、2 級
路面標示施工	単一等級
れんが積み	単一等級
コンクリート積みブロック施工	単一等級

## 5 審査結果

審査の結果、適格と認められた場合には、四半期ごと（7月、10月、1月）に承認します。承認日の1週間程度前に入札参加登録システムから送信される「認定完了通知メール」が届きましたら、入札参加登録システムにログインの上、承認内容を確認してください。（紙の通知書は送付いたしませんので御了承ください。）

### ～ 問合せ先・リンク ～

◇ 申請内容に関すること

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県 出納局 契約課 管理班（行政庁舎12階）  
TEL 022-211-3335 FAX 022-211-3399

Email: [keiyakumlkoji@pref.miyagi.lg.jp](mailto:keiyakumlkoji@pref.miyagi.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>

◇ 入札参加登録システムの操作に関すること

宮城県入札参加登録システムヘルプデスク  
TEL :050-3820-9928

Email: [shikaku-miyagihelp@efftis.jp](mailto:shikaku-miyagihelp@efftis.jp)

平日9:00-12:00、13:00-17:30 ※土日、祝日、年末年始を除く

※お問い合わせの前に [よくあるご質問](#) をご覧ください。

◇ 宮城県入札・調達ポータルページ

<https://miyagi.efftis.jp/portal/index.html>